

平成29年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化やイノベーションの創出といった社会的要請を踏まえ、主体的に学修し、総合的な学問的認識に基づく広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、課題解決型手法による理論と実践を往還する学修を促す授業を各教育プログラムに配置する。

- ・①-1-1 平成29年度以降の全学教育システム改革方針（全学一体学部改組及び教養教育・外国語教育改革）による教育プログラムを提供する。

①-2 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、英語による授業の拡充、留学や海外インターンシップに対する単位化を行うほか、一年次末に行っている英語基礎能力判定や、留学等を希望する学生を対象とした高度な外国語授業を高年次にも展開する。

- ・①-2-1 平成29年度以降の全学教育システム改革方針による新たな外国語教育プログラムを提供する。
- ・①-2-2 海外集中キャンプのプログラムを新設するとともに、留学先大学を増やす等の取組みにより、学部学生の8%以上に海外経験をさせ、学生満足度は75%以上の参加者が10段階評価で7以上という状態を目指す。

①-3 海外の優秀な学生を集めて、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を目指し、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行う横浜グローバル教育プログラム（Yokohama Global Education Program: YGEP）を設置する。同プログラムは、留学生を対象としたもので、英語による授業のみで卒業することができるプログラムと、入学後に日本語及び日本文化などを重点的に学んだ後に専門科目を日本語で学ぶプログラムにより構成される。これらのプログラムでは、一部の科目において、日本人も履修できるようにすることで、留学生と日本人の協働学修の機会を創出するなどにより、グローバル人材育成に寄与させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 YGEPへの留学生受け入れ拡大を目指し、前年度の募集広報、入試方法に改善できる事項がないか検証し、必要な見直しを行う。日本人学生には英語科目の履修を推奨し、日留協働学修の機会として学生に認知させる。

①-4 学部におけるグローバル教育を強化するため、日本人学生を対象に、A) 全学部横断的に配置するグローバル教育科目群と、B) グローバル教育のための副専攻プログラム群とによる、分野横断型グローバル教育体制を構築する。A) については、各国地域の歴史、文化、社会、技術、政策などを学ぶ機会を多く用意し、B) については、既設のYCCS（YOKOHAMA Creative-City Studies）で開講されている英語による教養教育科目や全学教育科目（グローバル教育科目）を活用したグローバルPLUS ONE 副専攻プログラムに加えて、新興国等でのフィールド活動を中心とした副専攻

プログラム群を新設する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 「中国事情」等の世界事情科目を開講しグローバル教育科目群を充実させるとともに、世界事情科目を担当する教員間で、優れた取組みについて共有し、各科目の全体的な質向上に取り組む。学生には世界事情科目を含めたグローバル教育科目群の履修奨励を推進し、学生への学修行動調査により満足度を分析する。

②-1

○博士課程前期

行政や産業界等の社会的なニーズを踏まえ、グローバル化やイノベーションの創出に主導的に関わることでできる人材を育成するため、英語による専門教育を充実し、インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ等を推進することにより、専門性と総合性、実践性とを結合した、能動的学修プログラムを展開する。

○博士課程後期

グローバル化、イノベーション、グローバルとローカルとの接点に生起する課題の解決を先導する人材を育成するため、日本人学生のみならず、留学生も含め、長期の国内・海外インターンシップ等を通して、発想力・実践力に裏付けられた課題解決力を高めるとともに、海外拠点大学を中心に、教育・研究における海外大学との連携を推進し、国際学会での発表経験を増やすことにより、国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する。

○専門職学位課程（法科大学院）

グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性と、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用した法学教育を実施することで法学未修者教育の基盤を強化し、学際的な法曹人材を養成する。

- ・②-1-1 中央教育審議会が公表した3ポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）の策定及び運用ガイドラインを参照し、本学独自の大学院イニシアティブ（3ポリシー）を改訂する。
- ・②-1-2 国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する観点から、日本人学生にとって有益となる教育プログラムを海外協働教育研究拠点大学等と連携して開発、精査し、平成30年度以降に実施する教育プログラムを1件策定する。国際共同教育の優れた取組み事例について学内に発信し、同様な取組みに対する意識を醸成するとともに、ダブルディグリープログラムの実施等にかかる部局の新たな取組みを国際交流担当部局が積極的に支援し、全学的なダブルディグリープログラム推進の基盤を構築する。
- ・②-1-3 法科大学院においては、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学教育科目における法学に対する動機付け教育により、法学未修者教育の基盤を強化する。入学後は、未修者対象の法学入門プログラムを活用して、法学の基礎学力を向上することにより、学際的な法曹人材を養成する。
- ・②-1-4 工学府では、グローバルに活躍できる理工系人材を育成するため、平成28年度に策定した英語化の達成目標に対して85%の実現を目標に講義の英語化を進める。

②-2 イノベーションの多様化・高度化等、変化する社会のニーズに応えるため、大学院生対象の副専攻プログラムについて、現行のプログラムの見直しと新たなプログラムの創設により、分野横断型の副専攻プログラムとして体系化することや、先端科学高等研究院の研究成果や招聘する研究者等を大学院教育に活用することにより、イ

ノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・②-2-1 先端科学高等研究院に設置されたユニットごとにシンポジウム等を開催し、大学院学生の参加を促すことにより教育研究に還元する。
- ・②-2-2 中央教育審議会が公表した3ポリシー(ディプロマ、カリキュラム、アドミッション)の策定及び運用ガイドラインを参照し、本学独自の大学院イニシアティブ(3ポリシー)を改訂する。

②-3 高度専門職業人の育成において世界を先導する役割を果たすため、海外大学に在籍し、博士学位未取得のため学位取得を希望する教員を本学博士課程後期に受け入れる大学院プログラムを制度化し、その受入人数を50%増加させる。

- ・②-3-1 海外協働教育研究拠点ほか新興国を始めとする各国のニーズ把握とPRにより、新興国等大学教員等博士プログラム入学者数の増加及び特にインドネシア、ベトナムの政府奨学金受給者の受け入れ拡大に取り組む。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

③-1 集中的な学修を可能にするために2学期6ターム制を導入する。同時に、学生のグローバル化に対する意識を高め、2学期6ターム制の利点を活かして短期の海外留学や外部機関を通じた海外インターンシップ等を経験できる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・③-1-1 学生の海外での集中的な学修や短期の海外留学等を促進するため、留学先大学を増やす等の取組みを引き続き行うとともに、短期語学研修や海外インターンシップの新たなプログラム開発を通じ、これらのプログラムへの参加者をはじめとする海外体験学生数を増加させ、日本人学生の8%が海外渡航を経験するよう取り組む。

③-2 カリキュラム・ポリシーを見直し、ルーブリックの導入を軸として、カリキュラム及び教育内容を可視化し、カリキュラム点検責任者を配置してそれらの適切性を評価するとともに、シラバス改善への反映を毎年行うなどPDCA(plan-do-check-action)サイクルの機能を強化する。

また、科目ナンバリングやポートフォリオなど、学生自身が自らの目標に沿って学修計画を立て、学修状況を振り返ることができる体制を整えることによって、学修意欲を増大させるとともに、自らの能力をさらに高めて行くことができるようにする。

上記の活動を教職員で共有するためにFD(Faculty Development)/SD(Staff Development)活動を強化し、教授会でのデモンストレーション等、教員個々に直接伝わる形で実施する。

- ・③-2-1 入学から卒業(修了)まで内部質保証を伴った大学教育を実現するため、YNU学生IR(学生IR・教学IR)体制を構築する。
- ・③-2-2 ポートフォリオの改修等により学修成果の可視化を推進する。それにより学生の学士力及び就業力を把握し、教育改善施策に結びつけ、FD活動等により普及を図る。
- ・③-2-3 大学教育再生加速プログラムを推進し、授業科目別ルーブリック作成率・ポートフォリオ利用率・授業満足度アンケート実施率等、各種指標の平成30年度達成に向けて施策を実行する。

③-3 国際的に質の保証された教育を展開するため、理工系学部教育では、国際的相互認証の枠組みに加盟している一般社団法人日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education：JABEE）等の認定団体からの認証の取得を、現在の1分野から3分野へ拡大する。

- ・③-3-1 理工学部の機械工学 EP において新たに JABEE 認証を取得するとともに、引き続き理工学部の各 EP において JABEE 認証取得を検討する。
- ・③-3-2 都市科学部の各学科において JABEE 等の各認証取得を検討するとともに、既に認証されている教育プログラムにおいて中間審査を受審する。

③-4 地域社会において、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たすため、国際社会科学府のビジネススクール、工学府・環境情報学府・都市イノベーション学府における実績のある社会人教育を継承しつつ、経営学部での新たな社会人教育プログラムの開発、及び教職大学院での現職教員向け教育プログラム開発を行う。

- ・③-4-1 経営学部において入学した社会人学生及び企業トップに対してヒアリングを実施し、社会人学生に対するニーズを把握した上で、教員間で情報を共有するとともに社会人教育プログラムにおける授業、とりわけゼミナールの授業内容に反映させる。
- ・③-4-2 教育学研究科2専攻の入学者選抜試験の実施時期について前年度の結果を踏まえ検討を行う。現職教員の受け入れについて、在学生の意識調査から課題を整理し、改善方法を検討する。
- ・③-4-3 国際社会科学府においては、外部メディアによるアンケート調査において高い満足度を得ている国際社会科学府のビジネススクールにおいて、満足度をさらに向上させるため、受講者アンケートを実施し、その結果を反映させた授業改善を行う。
- ・③-4-4 工学府においては、アンケート調査の結果をもとに、社会人学生数を高いレベルで推移させるための施策を定め、平成30年度の組織改編と密接に連携させながら検討を進める。
- ・③-4-5 環境情報学府においては平成30年度の組織改編計画に基づく社会人学生受け入れの準備をする。また、社会人学生増加の実現方法について修了生や企業に意見聴取する。
- ・③-4-6 都市イノベーション学府においては、社会人学生を平成33年度までに平成27年度比の5%増を目指すために、社会人学生を確保するための条件について検討し、それに基づき受け入れ体制を整える。
また、社会人を対象にした研修や公開講座終了後にアンケートを実施し、ニーズに合った内容に向けて改善を行う。

④-1 平成29年度に教育人間科学部人間文化課程の学生募集を停止し、教員を養成する課程である学校教育課程のみの教育学部に組織改編する。具体的には、教員養成を、学校内での授業研究を実践的な視点から組織できる教員の養成と、小学校と中・高等学校との指導内容の接続を大局的に捉え教科研究を深めることのできる教員の養成の二本柱で捉える。同年に設置する教職大学院では優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成するための教育プログラムを、また、従来の教育学研究科（教育実践専攻）では、小・中・高の繋がりや専門的知見を活かして教科研究を先導できる研究者や研究力のある中等学校教員を養成するための教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-1-1 教育学部及び教育学研究科において、平成 31 年度以降の新免許法対応カリキュラムの検討を進め、再課程認定の申請を行う。教員就職率向上のための対策について検討するため、学部、大学院ともに、在学生の意識調査結果を行う。また、学校現場での指導経験のない大学教員のための研修プログラムを立案する。

④-2 平成 29 年度に経済学部、経営学部において、それぞれ組織改編（学科統合）及びカリキュラム改革を行い新たな教育プログラムを実施する教育体制を整える。経済学部ではグローバル新時代に対応する専門能力と実践力を持つ人材の育成を強化するための教育プログラムを実施する。経営学部では経営全体を俯瞰しうるゼネラルマネジメント教育プログラムを実施する体制を整えるとともに、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設する。また、国際社会科学府においては、専攻横断型教育プログラムの見直しを行うほか、既に行っている専攻に加えて博士課程の全専攻で英語による教育プログラムを実施し、経済学部・経営学部において育成する新たな人材の受け皿となる教育体制を整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-2-1 経済学部においては学生に対する満足度調査等により、新カリキュラムの実施体制・教育効果を分析・検討し、問題点を改善し、満足度の向上に繋げる。
- ・④-2-2 就職・進学率 95% 達成を目指して、必修基礎演習及び大学生活の方向付け、キャリアデザインの必要性に関するキャリア形成論講義の新カリキュラムの 1 年次向け講義の教育効果について満足度調査等により分析・検討し、問題点を改善する。
- ・④-2-3 経営学部においては「経営学リテラシー」の教育効果と課題を把握するとともに、「経営学リテラシー」及びキャリア教育のための講義により、大学生活の方向付け、キャリアデザインの必要性を教育する。
- ・④-2-4 新入生を対象とした「経営学リテラシー」の開講により、新入生成績不良者の人数の前年度比 10% 減を目指す。
- ・④-2-5 国際社会科学府においては、経営学専攻博士課程前期における英語プログラムの教育をパイロット的に開始する。また、国際経済法学専攻においては、前年度の検討結果を踏まえて、引き続き英語プログラム開始に向けて準備を行う。さらに、専攻横断型プログラムについて満足度アンケートを行う。平成 28、29 年度のアンケート結果に基づいて専攻横断型プログラムの教育内容等の見直しを行う。

④-3 法科大学院においては、教育理念に掲げられた本学の法曹養成の特徴を活かし、経済・経営・法律の社会科学 3 分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用し、本学の学部学生（非法学部学生）に法分野をわかりやすく解説し、関心を持たせることで法曹への動機づけを行うことにより、法曹志願者を確保する。

また、展開・先端科目の充実や法曹養成としての必要な知識の習熟度確認の実施などにより、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育体制を構築する。

- ・④-3-1 法科大学院においては、前年度に引き続き責任指導教員制や修了生への学修支援を通じて司法試験の累積合格率を向上させ、共通到達度確認試験試行試験に参加することにより在学生に習熟度確認の機会を与え、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会と連携して、司法試験合格者の就職率 100% を目指す。

④-4 平成 29 年度に都市科学部を設置し、都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う次世代の人材を育成するため、本学の強みであるリスク共生学（リ

スクを科学的に分析・マネジメントすることにより、新技術や必要な制度を社会に定着するための方策や手法を探求する科学)と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。

同時に理工学部においては第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成の社会的要請に応えるため、組織改編を行い新しい分野の教育が可能になる教育体制を整える。また、平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編・カリキュラム改革を行い、大学院においても同様に付加価値の高い理工系人材育成を強化する教育体制を構築する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・④-4-1 理工学部においては、平成 28 年度中に発足させた検討委員会において、入試科目・前期／後期定員比率、入試方法等を検討し入試成績水準を向上させる施策を入試制度改革年度の 2 年前までに策定する。平成 29 年度は理工学部発足以降の入試の実施結果(志願倍率、得点水準、入学率等)、及び学業成績との相関について検討する。
- ・④-4-2 都市科学部を開設し、学部教育科目(基幹知科目)において文理融合科目を開講する。運営諮問会議において、学外有識者からの意見を聴取し、学部教育科目(基幹知科目)の拡充を検討し、結果をまとめる。
- ・④-4-3 工学府においては、平成 29 年 3 月に提出した設置計画に基づいて、留学生、修了生、企業の満足度、志願者数、就職率を高いレベルで維持する観点も考慮して、平成 30 年度理工学府(仮称)設置に向けた準備を進める。
- ・④-4-4 環境情報学府においては、平成 30 年度組織改編計画に基づき、留学生、卒業生、企業などの満足度を高めるための具体的行動計画を立てる。

④-5 学部におけるグローバル教育の強化のため、①高度全学教育指定科目や新興国課題等の副専攻プログラム群による、既存学部在籍の日本人学生向けの分野横断型教育、②留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム(YGEP)、③都市科学部を中心とした、グローバルな視座の育成と分野横断的な課題対応力の強化を重視した日本人学生向け教育により、YNU グローバル教育コア(YOKOHAMA National University-Global Education Core: YNU-GEC)として体制を具現化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・④-5-1 世界事情科目「中国事情」等を開講しグローバル教育科目群を充実させるとともに、世界事情科目及びイノベーション科目を全学展開する。学生には履修奨励を推進し、学生への学修行動調査により満足度を分析する。
- ・④-5-2 韓国、モンゴル、ベトナムの高校への広報により留学生受け入れ拡大に取り組む。
- ・④-5-3 都市科学部を中心とした学生の派遣促進を始め、グローバル教育科目の推進、前年度に初めて実施したサマースクールを継続実施する。

⑤-1 変容する社会において目的意識を持ち主体的に学修のできる人材を育成するため、高大接続の観点から、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、県立高校との連携において既に実施している総合的な学習の時間の発表会等の実績を基に、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルを構築する。

- ・⑤-1-1 JST(国立研究開発法人科学技術振興機構)「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」を神奈川県教育委員会と共同して実施し、高大接続プログラムの高校教育改革支援モデルの構築に着手する。

- ・⑤-1-2 高大接続テキストとして開発した全学リテラシー（アカデミック、シビック、情報リテラシー）教育教材をウェブ化して提供するとともに、次年度に向けた教育教材更新体制を確立する。

（３） 学生への支援に関する目標を達成するための措置

⑥-1 コンタクト教員制度や各種相談窓口等に加え、教学 IR（Institutional Research）を活用し、大学への適応に困難を抱える学生を早期に発見し、対処するなど学修・生活支援を強化する。

- ・⑥-1-1 副学長（教育担当）統括の下、保健管理センター、障がい学生支援室、学務部、なんでも相談室の4者間で今後も緊密に連絡を定期的に取りつつ、学部・大学院とも連携を図るなど全学的な学生の生活支援を強化する。
- ・⑥-1-2 大学教育再生加速プログラム事業を推進して YNU 学生 IR（学生 IR・教学 IR）を進めるとともに、その成果を活かした学生ポートフォリオシステムの再構築に着手する。

⑥-2 寄附金等を活用した大学独自の奨学金により、日本人学生、留学生を経済的に支援する。特に海外に派遣する学生に対する支援を拡大する。

- ・⑥-2-1 本学独自の奨学金等支援策については前年度並みを確保しつつ、特に就職支援関連では新たに神奈川県を始めとする自治体やNPO等と連携を強化した中での留学生支援を開始する。

⑥-3 多様な社会的要請や学生ニーズに対応し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、学生寮・福利厚生施設の改善といったハード面での整備に加え、ボランティア証明書の交付等により学生ボランティアを促すなど、教職員と学生が一体になり、全ての学生が就学しやすく、能力を発揮できる環境を整備する。

- ・⑥-3-1 障がい者対応のボランティア学生の募集、申請、派遣を随時実施するとともに、障がいのある学生とボランティア学生双方の意見を聴くことにより、障がい学生支援体制の充実・整備に繋げる。
- ・⑥-3-2 講義棟のエレベータ、多目的トイレ、学生寮及び福利厚生施設など、施設等のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインについて学生のニーズに応じて検討し整備を進める。
- ・⑥-3-3 外部の障がい者専門の就職情報サイト会社等と連携し、障がい学生に特化した就職支援行事を検討する。また、障がい学生が利用しやすいようにキャリア・サポートルーム内の導線を再検討する。

⑥-4 多様なニーズに応じた学修形態に対応できるよう、講義室の整備・充実や図書館施設の改善、ICT（Information and Communication Technology）基盤設備の更新を行い、ICT 機器を積極的に利用したアクティブラーニングなど質の高い教育を実践する環境を整備する。

- ・⑥-4-1 高大接続テキストとして開発した全学リテラシー（アカデミック、シビック、情報リテラシー）教育教材をウェブ化して提供するとともに、次年度に向けた教育教材の更新体制を確立する。
- ・⑥-4-2 前年度把握したニーズを参考に、設備改善の計画を立てる。（特にアクティブラーニングスペースの拡張）

- ・⑥-4-3 印刷資料、電子ジャーナル、データベースなどについて、ベンダーの契約モデル提示や他大学の状況等を踏まえ、契約モデルを選定する。

⑥-5 産業界のニーズに基づき、産業界との連携によるキャリア教育や課題解決型手法による授業を通じて、学生のキャリア形成支援を行う。

- ・⑥-5-1 入学から卒業（修了）まで内部質保証を伴った大学教育を実現するため、卒業生・就職先調査を含む産業界ニーズ調査、及びそれに基づくキャリア教育の充実を推進する。

（４） 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

⑦-1 グローバル新時代に対応した社会的人材育成の観点から、キャリア形成を軸とした高大接続を可能にする入試改革を行うとともに、高大接続を推進するための組織を整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直す。

- ・⑦-1-1 アドミッション・ポリシーに基づく的確かつ多様な入学者選抜を実施するとともに、センター試験に代わる新テストの利用、新テストに対応する個別入試に関する方針を策定する。

⑦-2 YNU グローバル教育コア (YNU-GEC) を先導役として、本学のグローバル展開に資するために、ウェブ出願、渡日前入試等海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充し、海外協働教育研究拠点を活用した海外の高校との高大接続、いわば、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-1 引き続き、海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充するための検討を行うとともに、入試広報の在り方についても検証を行い、効率的な広報を実施する。
- ・⑦-2-2 平成 29 年度全学一体改組による入学試験実施状況を分析し、システムのウェブ化の検討を行うとともに、安全で確実な出願手続きのために出願書類等を見直し、受験生への情報提供を行う。

⑦-3 レイトスペシャライゼーション型の教育プログラム (late specialization : 入学時に学科等の所属を決めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修を通じて専攻を決める教育課程編成方法) を実施するため、入学者選抜における募集単位の大々くり化を進める。

- ・⑦-3-1 経済学部及び経営学部においては、組織改編後の学部教育の PR により、入学定員の 3 倍以上の志願者数、Global Business and Economics 教育プログラム (GBEEP) は募集人員の 2 倍以上の志願者数を目指す。
- ・⑦-3-2 GBEEP 希望者向けに実施する AO 入試については、前年度の結果を分析検討し、入試方法の改善を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１） 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

⑧-1 人文系・社会系・理工系及びそれらの分野横断型の各研究分野に対して、社会のニーズや分野の特性を踏まえた評価指標を新たに導入し、研究 IR を活用して戦略

的に評価を行うことで研究意欲を高める。特に本学の研究における強みとしている特定分野においては、先端科学高等研究院に設置した研究ユニットを中心に海外との連携を積極的に行うことで、公表する英文論文のうち国際共著論文を30%以上とするとともに、成果が作品など論文数で評価が困難な分野においても、国際的なプレゼンスを向上させる成果を創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-1-1 評価指標に関する各種情報の収集並びに達成度の調査を行う。
- ・⑧-1-2 先端科学高等研究院において海外からの招聘研究者とリスク共生学に関する国際共著論文を少なくとも1編以上国際誌へ投稿する。また、リスク共生学に関する書籍を刊行する。
- ・⑧-1-3 国際共著論文率についての情報を収集し、年1回以上学内に発表する。
- ・⑧-1-4 国内外の研究者との共同研究の数及び活動状況についての調査を行い、共同研究・受託研究の活性化支援を行う。
- ・⑧-1-5 本学所属教員が発表する建築・芸術作品等といった、論文数等で評価することが困難な分野における成果をまとめ、それらを英語で広報する取組みを年1回実施する。

⑧-2 グローバル新時代における諸課題を始めとする社会のニーズに応え、また、新たな学術領域形成を導くため、人文系・社会系・理工系のうち本学に特徴的な分野、及びこれらを横断する新分野を本学の特徴的研究として「YNU 研究拠点」に認定し社会に公表する。なお、「YNU 研究拠点」は、本学が特徴とする文理融合研究を行う研究拠点数を全体の30%以上とする。

- ・⑧-2-1 重点支援制度並びに新制度基準に基づく YNU 研究拠点制度を活用し、文理融合研究を含む重点分野と研究多様性についてバランスのとれた支援を行う。

⑧-3 学長のリーダーシップによる公募型の学内競争的資金制度によって、本学の戦略に沿った特定分野の実践的基盤研究に研究リソースを集中的に投入する。また、研究プロジェクト担当 URA (University Research Administrator) が RPO (Research Planning Officer) として選任された研究者と協働で新たな領域の研究グループを組織し、学内競争的資金を獲得させることで自律的な研究体制を支援する。これらの成果に基づき、国内・国際共同研究への発展、研究成果の発信と社会実装を目指すとともに、戦略的な外部資金獲得支援を行うことにより、第2期中期目標期間の平均より外部資金を30%増加させる。

- ・⑧-3-1 平成28年度から運用開始した「YNU 研究教育構造改革パッケージ」を引き続き運用し、問題点の洗い出しと制度的な調整を行いながら、定着を図る。
- ・⑧-3-2 学長主導による学内競争的資金制度により、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。

⑧-4 科学研究費助成事業については、本学が多様な学術分野の発展に対して大きく貢献することを目的として、申請書レビューやアドバイザー制度などの全学的な支援体制の強化を通して、科学研究費助成事業により研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間の平均より10%増やす。

- ・⑧-4-1 科学研究費助成事業申請書の書き方説明会や各部局内における申請書レビュー、不採択者や非申請者等を対象とした特別講義等の取組みを実施し、申請数の増加及び採択数の向上を目指す。

⑧-5 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の確立と充実のため、先端科学高等研究院に当該研究分野を集結し、世界の第一線で活躍する研究者を学内外から集めて、リスク共生学を基盤とした新たな学術分野の創出を目指して国際研究拠点を形成する。また、先端科学高等研究院の成果を教育に活かすために都市科学部を設置し、さらに環境情報学府・研究院、都市イノベーション学府・研究院を中心として、全ての大学院部局でリスク共生学の成果を創出する。同時に、リスク共生社会創造センターにおいて海外研究機関と連携して研究成果を社会に還元する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-5-1 「リスク共生学」の考えを取り入れた都市科学部を開設する。
- ・⑧-5-2 先端科学高等研究院に設置されたユニットごとにシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより教育研究に還元する。
- ・⑧-5-3 各大学院部局においてリスク共生学に関わる論文等を1編以上公表、またはシンポジウム等の開催を1回以上行う。
- ・⑧-5-4 リスク共生社会創造学の体系を提案し、国内外の多分野に展開する。平成28年度に作成したリスク共生社会創造技術実装計画に沿って、国際規格への適用や先端技術の社会実装を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

⑨-1 先端科学高等研究院の研究基盤であるリスク共生学の確立に向け、人材の多様化・グローバル化を行うことによって研究の活性化を図ることを目的として、学外及び海外から世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究ユニットに参画する教員の50%以上を招聘研究者とする。また、各ユニットに学外や海外の勤務経験者を専任教員として採用する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑨-1-1 研究ユニットに参画する研究者の中で海外からの招聘研究者の割合を38%以上とし、5研究ユニットに学外・海外勤務経験者を専任教員として配置する。
- ・⑨-1-2 先端科学高等研究院に関する当初計画の完了に伴い、外国人研究者招聘のサポート体制に関連するマニュアル等の整備、委員会などの適正化・合理化を検討する。

⑨-2 実践的学術の国際拠点形成のため、研究推進機構運営会議の開催を通じて、人文系・社会系・理工系の分野が一つのキャンパスにある優位性を活かした研究科・各研究院との連携を強化するとともに、研究IRによる評価を全学で共有する体制を整備する。

- ・⑨-2-1 研究推進機構運営会議を通じて、研究戦略の情報を全部局で共有する。また、研究IR情報の共有が適切に行われているかを確認し、必要に応じ改善を図る。さらに、全学の研究力向上に資する指標作成について調査検討を行う。
- ・⑨-2-2 RPO制度を活用し、全学的な研究戦略を全学的な視点から検討・支援する。

⑨-3 専門分野に応じて、著書数、専門誌の論文掲載数、高インパクトファクタ等国際的な評価の高い学術誌への論文掲載数、招待講演数、社会的評価等の多様な評価システムを導入し、URA等による研究力の分析を行う体制を整備する。

- ・⑨-3-1 専門分野に応じた多様な評価方法について、前年度に収集・整理された情報をもとに、指標化可能な部分から開発を実施する。

⑨-4 研究力に関する分析結果を公表することにより教員の研究活動の現状把握を進めると同時に、評価に基づく研究組織の見直しを不断に実施する。さらに、URAを増員して外部資金獲得等の研究支援、及び研究分析に基づく新たな研究企画を行うための体制を強化することにより、本学の強みを活かした研究分野を創出するとともに、基盤研究に関するさらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う。

- ⑨-4-1 本学の研究力の状況について外部の学術文献データベース等から得られる情報を整理し公表する。
- ⑨-4-2 研究IR及び研究企画を担当するURAを活用して、本学の研究力評価並びに新規に開拓された研究分野の探索を行う。
- ⑨-4-3 長期的研究分野の戦略的妥当性を確認、YNU研究拠点の整理を引き続き行う。また、先端科学高等研究院ユニットの評価による改廃を検討する。
- ⑨-4-4 基盤研究に関する研究成果の増加を導くため、欧文学術雑誌への投稿費補助等の支援を実施する。

⑩-1 研究力評価を担当するURA等により各分野の研究情報を的確に把握して学内外に提供し、また関連する教職員が戦略的な研究支援に参画する等、本学の研究力の向上と分野の枠を越えて学内外での共同研究を推進する体制を整備する。

- ⑩-1-1 研究IRを担当するURAにより、教育研究活動データベース、外部の学術文献データベース等を用いて研究状況を把握し、学内において1回以上の報告を行う。
- ⑩-1-2 本学の研究をわかりやすく外部に発信するためのコンテンツを作成し、5件以上の情報発信を実施する。
- ⑩-1-3 YNU研究拠点の充実等を通じて共同研究を促進させる場作りを支援する。
- ⑩-1-4 産学官連携コーディネーターと知的財産マネージャーとの協働を図ることにより、産学官連携推進部門の活動を充実・活性化させる。また、部門選定型重点支援制度を充実・発展させることにより、共同研究体制の充実に繋げる。

⑩-2 若手研究者を主幹的研究者へ成長させるために、分野の枠を越えて多様な経験のある研究者との協働体を形成することにより、新規研究テーマの考案手法から研究実施、研究成果の創出、さらには社会への還元までを含めて若手研究者を指導する体制を整備する。

- ⑩-2-1 各種研究グループを中心に科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の申請に際して、若手研究者を含む共同申請グループの形成を促す。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

⑪-1 研究推進機構の産学官連携推進部門及び地域実践教育研究センターにおいて、地域や社会のニーズを十分に把握し、企業との連携、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携、さらには地域で積極的に活動しているNPO法人等との連携体制を確立する。具体的には、企業や自治体等への指導助言活動や連携に教員が積極的に参加する等の交流機会を増加させ、これらを通じて、学生のインターンシップ、社会人の再教育、社会人の博士課程後期受入による人材育成支援、企業や行政の職員や技術者と本学教員との相互交流、地域をフィールドとした演習活動とその成果の地域への還元を行う。

- ⑪-1-1 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携・情報交

流を定期的に行うとともに、連携協定を実質化する施策をより進め、それ以外の自治体や横浜市内の各区等とも積極的な連携体制を確立し各自治体等の抱える課題等の把握、解決に努める。また、「神奈川R&D推進協議会」や「かながわ産学公連携推進協議会」等の連携・支援組織を活用し、大・中小企業の抱えるニーズ等を把握し、共同でその解決に努めるなどし、地域貢献及び共同研究の推進をする。また、自治体、地域活動団体及びNPOと連携して学生のインターンシップ派遣を行う。

- ・⑪-1-2 工学府においては、アンケート調査の結果をもとに、社会人学生数を高いレベルで推移させるための施策を定め、平成30年度の組織改編と密接に連携させながら検討を進める。
- ・⑪-1-3 環境情報学府においては平成30年度の組織改編計画に基づく社会人学生受け入れの準備をする。また、社会人学生増加の実現方法について修了生や企業に意見聴取する。
- ・⑪-1-4 都市イノベーション学府においては、引き続き博士課程後期への社会人受け入れ数3名とする。また、現在開発中の博士課程後期への社会人受け入れの効果の評価指標を試行する。

⑪-2 地域を主体としたコンソーシアムで得られた成果を、国内の連携大学を通して他地域に発信・展開し、さらに新興国を中心とした海外の協定大学との連携により、本学の研究成果を、課題を抱えている地域に展開することにより、本学の目指すグローバルとローカルが連関する実践的課題の解決を具現化する。

- ・⑪-2-1 地元自治体・地域企業・住民主体のコンソーシアム活動に参加し、自治体・企業・地域住民のニーズの把握、情報共有に努め、協働事業の立ち上げに向けた当該事業の活動方針、内容についての構想設計を完了、中核となるメンバー（企業、自治体等）のリストアップやメンバー間での協議を行い合意を形成する。
- ・⑪-2-2 地域実践教育研究センターを中心に研究成果の発表会を開催し、地域からの受託研究に繋げる。さらに、その成果を国際戦略推進機構と連携して、海外協働教育研究拠点（国際ブランチ）及びみなとまち国際大学リーグ（PUL）を通じて海外発信する。

⑪-3 今後の産業構造の変化等に対応し、生涯にわたる学修機会拡大のニーズに応えるため、公開講座等を通じた最新の知見の提供、サイエンスカフェを通じた大学と社会との対話の場の提供等のアウトリーチ活動と社会貢献を行う。また、受講者アンケート等を実施して評価・改善を行い、地域社会のニーズを捉えたプログラムを充実させ、公開講座及びサイエンスカフェについて平均受講者数を第2期中期目標期間の平均より10%増加させることで、学修機会の提供拡大を実現する。

- ・⑪-3-1 公開講座を高校生・現役世代社会人向け講座・地域社会（一般）向けの3つの対象者別を実施し、対象にあった講座を提供することにより前年度より受講者満足度を増やす。
- ・⑪-3-2 サイエンスカフェについて、参加者アンケートを実施することで、参加者や地域社会のニーズを把握するとともに、参加者満足度を調査する。また、満足度の向上及び受講者の増加を図るため、少なくとも1回は参加者の利便性を考慮して学外で開催するとともに開催時期について見直す。

⑪-4 地域教育界に多くの管理職を輩出してきた実績を踏まえつつ、引き続き地域の教員養成の中核としての役割を果たすため、教育学部においては、教職に対するモチ

バージョンの維持・向上、及び高い資質能力の育成を通じて、県内小学校教員養成の占有率を10%に高めることを目指す。具体的には高大接続の新たな取組み（ダブルインターンシップなど）や、本学と横浜市教育委員会等が連携し開発した教員養成段階で培う質と水準に関する枠組みである「横浜スタンダード」及び「教育実習ハンドブック」に基づく教育実習、グローバルとローカルに焦点を当てた教育イノベーション科目（外国につながる子どもの学習支援、小学校英語、インクルーシブ教育、ICT教育など）の設置、アクティブラーニングの推進、スクールデーの新設などを通して新たな教育課題に取り組む。また、学校現場の課題に通じた大学教員の割合を高める必要があることから、教員採用の際に学校現場で指導経験を有する者を募るとともに、教育学部教員がFD活動等を通して附属学校等における現場指導経験を積むことにより、現場指導経験を有する大学教員の割合を第3期中期目標期間末に30%確保することを目指す。

教育学研究科では、世代交代の著しい地域教育界のニーズを踏まえ、教員養成機能は主に教職メンタリングを中核に据えた教職大学院に移行し、修了者の教員就職率は第3期中期目標期間末に80%を目指す。一方、既設の教育学研究科（教育実践専攻）は、研究科設置以降、多数の研究者を輩出してきた成果を踏まえ、教育デザイン研究や教育インターンなどによる理論と実践の往還からなるカリキュラムを通じて、高度専門職（研究者など）、学校を支える高度教育関連職（カウンセラーなど）や、県内教育界の課題である中等学校の授業改善に資する教育学をベースとした教科の専門性に優れた中等学校教員などの養成を行う。なお、教職大学院と既設研究科の規模の見直しを行うまでの期間の修了者の教員就職率は70%を目指す。

- ・⑪-4-1 教員として、より高い適性を有する者を選抜するため、学部入試を新しい方法で実施する。
- ・⑪-4-2 新免許法に対応したカリキュラムを整備するため、教職課程認定申請を行う。
- ・⑪-4-3 教員経験のない大学教員のための研修プログラムについて附属学校等と協議して立案する。
- ・⑪-4-4 教育学研究科については、2専攻の入試実施時期を検討するとともに、意識調査などをもとにそれぞれの在り方について引き続き検討する。
- ・⑪-4-5 神奈川県内の教育課題を検討するYNU教育コンソーシアムの設置について教育委員会や他大学と協議を行い、その成果を教育実践フォーラムや「教育デザイン研究」等を通して報告する。

⑪-5 地域の広域避難場所の指定を受けている防災拠点として、地元保土ヶ谷区との防災協力協定等に基づいた地域連携活動を行う。具体的には、公開講座による防災教育の実施、減災や事前復興に関する研究成果の社会への普及啓発、災害時における非常通信の支援などを通じて、安心安全な地域社会の実現に貢献する。

- ・⑪-5-1 災害による停電発生時でもインターネットへの接続を可能とする範囲を、電源の確保を前提として災害対策本部まで拡大する。
- ・⑪-5-2 災害による停電発生時でも情報基盤センター内ではPCや携帯電話等の充電を可能とする場所を拡大する。
- ・⑪-5-3 災害時にはYNU-WiFiを地域住民に開放することができるよう、機器等の準備を行う。
- ・⑪-5-4 希望する自治体、地域での防災等公開講座への講師派遣に積極的に取り組むと共に、これまで蓄積してきている「災害・復興に関する研究」成果をウェブサイ

ト・書籍等で発信することにより、社会へ還元する。

⑪-6 上記の取組みを始め、本学の教育研究活動の成果や資源を県内外の大学、企業や自治体等との連携活動に還元し、その取組成果を国内外に発信する活動を YNU ローカル実践コア（YOKOHAMA National University-Local Practice Core：YNU-LPC）と位置付けて展開し、地域発展の中心的役割を果たす。

- ・⑪-6-1 公開講座を高校生・現役世代社会人向け講座・地域社会（一般）向けの3つの対象者別に実施し、対象にあった講座を提供することにより受講者満足度を増やす。
- ・⑪-6-2 地元（神奈川県内及び大学周辺）自治体及び企業等との連携活動を活発化させ、連携・協力体制をより強化し、連携事業を実施する。
- ・⑪-6-3 本学を主体とした神奈川県内外大学等とのコンソーシアム形成に取り組み、展開を図る。特に「みなとまちネットワーク」の確立を目指し、より多くの参加大学と連携を深め、協働事業・研究を推進する。
- ・⑪-6-4 地域実践教育研究センターを中心として、教職員・学生のローカル実践活動への意識改革に努め、ローカル実践教育（副専攻プログラム等）を充実する。
- ・⑪-6-5 神奈川県内の教育課題を検討する YNU 教育コンソーシアムの設置について教育委員会や他大学と協議を行う。その結果を教育実践フォーラムや「教育デザイン研究」等を通して報告する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教育研究の活動状況の多言語による情報発信、渡日前入試を始めとする柔軟な入試制度の導入、YGEP 等の新たな教育プログラムの展開、チューターやボランティア学生を活用した学修支援、校友会や海外同窓会と連携した日本及び母国での就職活動指導などのキャリア支援、共同学位制度等の体制整備や海外協働教育研究拠点を活用した留学生や外国人研究者を受け入れる体制強化を行う。また、交換留学やショートビジットの拡大、2 学期 6 ターム制を活用したサマースクールの設置など、短期留学生の受入体制も強化する。これらの施策により平成 33 年度末までに、学部における留学生受入数を平成 26 年度末時点の 2.5 倍に高める。同じく大学院における留学生受入数は、収容定員に対して、博士課程前期で 35%、博士課程後期で 50%に高める。さらに留学生受入総数としては、平成 33 年度末には平成 26 年度末時点の 2 倍に高める。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑫-1-1 教育・研究成果の発信力を強化するため、また、海外向けウェブサイトの充実を図るため、ウェブサイトの全面リニューアルの検討を開始する。
- ・⑫-1-2 国際ビジネスマナーを習得するための研修を実施する。
- ・⑫-1-3 平成 28 年度に開始したマンツーマン英会話研修の検証を行い、改善点を反映した研修を実施する。
- ・⑫-1-4 平成 28 年度に得られた新たな入試制度に関する情報をもとに留学生募集要項にかかる改善を行い、また交換留学、サマースクールを含むショートステイの拡充等により留学生の受け入れ人数を増加させる。海外協働教育研究拠点が持つ「ハブ機能」の役割を活用して、海外協働教育研究拠点の近隣国からの研究者の受け入れを充実させる。
- ・⑫-1-5 学部 3・4 年生及び修士 1・2 年生で就職を希望する外国人留学生に対し

て富丘会のキャリア・アドバイザーによる「就職相談」を行う。

また、同窓会連合が協力し実施する就職支援イベントの企画において、外国人留学生にとってもより良いプログラムとなるよう計画し、実施する。

母国での就職活動を行う外国人留学生にとって有効な支援策について、引き続き留学生からの意見聴取を行うとともに、海外の就職事情の情報を持つ大手人材派遣会社から有効な支援策についての情報を入手する。

⑫-2 キャンパス内での外国人や日本人の間のコミュニケーションを活性化させるため、日本人学生に対しては TOEFL、TOEIC、IELTS 等の英語能力試験と連携した教育内容の取り入れなどによる英語教育の強化を行い、留学生に対しては日本人学生ボランティアを活用した日本語教育の充実を行う。

また、2 学期 6 ターム制の導入に連動させて、2 ヶ月あるいは 4 ヶ月の海外短期留学や海外インターンシップ、海外協定大学での外国語学習集中キャンプの拡充を行い、2 割以上の学部学生に在学中に海外経験をさせる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑫-2-1 日本人学生の 8%が海外渡航を経験するよう海外集中キャンプのプログラムを新設する等の取組みを行うとともに、受け入れ留学生の日本語教育支援を強化する。
- ・⑫-2-2 平成 29 年度以降の全学教育システム改革方針による新たな外国語教育プログラムとして、TOEFL レベル別英語科目（1 年次実習科目）の提供を開始する。

⑫-3 教育研究の国際展開を推進するため、海外協働教育研究拠点の活用を始め、協定大学との単位互換や研究者相互交流機会の増加により、現地での教育研究支援を行いながら、ローカルな課題からグローバルな課題まで共同教育研究を行う。

- ・⑫-3-1 海外共同教育研究拠点を活用した教育研究活動の実施や、海外共同教育研究拠点が持つ国際連携のハブとしての機能を強化することにより、海外協働教育研究拠点以外の 1 つの国と連携して共同教育研究プロジェクトを実施する。
- ・⑫-3-2 海外同窓会を活用した海外インターンシップの実施について検討を行う。
- ・⑫-3-3 国際みなとまち大学リーグの繋がりを活用した新たなグローバル推進プログラムの構築についての検討を行う。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

⑬-1 国立大学の教員養成学部附属学校としてのこれまでの実績を踏まえ、学部生の教育実習や研究院院生の教育インターンなどの各種実習科目を、学部・研究科と連携した学校研究の柱として明確に位置づけるとともに、教育実習等を通じて教員としての資質・能力の向上を系統的に評価して学部・研究科のカリキュラム改善に活かす制度を構築し、その成果を地域教育界や他大学等に研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-1-1 教員養成段階で培う資質・能力の評価規準である教員養成スタンダードに基づいて改訂した教育実習関連教材を用いて、教育実習を実施し、学部のカリキュラムとの関連性を確認する。
- ・⑬-1-2 神奈川県内教育委員会との連携協議会、教育デザインフォーラム、教育デザイン研究等を通して情報を共有する。

⑬-2 学部と連携して附属学校が取り組んできた現代的な教育課題への先導的な取り組みの成果（附属横浜中学校における ICT 教育や中高連携、附属鎌倉小・中学校におけ

る小・中一貫教育、特別支援教育など)を踏まえながら、従来の成果発信型の取組みから、より県内学校の実情に即した双方向の地域共創型の取組みへと発展させるとともに、神奈川の先導的教育実践モデル構築に向けた制度設計を推し進めるなど、地域教育界の共創拠点としてそのイニシアティブを執っていく。

- ・⑬-2-1 連携協議会を通して、教育課題の改善に向けた今後の取組みを協議する。附属学校のリソースをもとに展開する神奈川県型の ICT 利活用教育や小中一貫教育、インクルーシブ教育等に関して、県下の教育委員会との連携・協働の在り方とモデル構築に向けた試行実践を行う。

⑬-3 世代交代の著しい地域教育界の課題に応えるために新設する教職大学院の連携協力校となり、教育実習などを通して県内教員の育成・養成に取り組むとともに、神奈川県及び3政令指定都市教育委員会等との教職大学院諮問会議等の調整を経て、連携協力校としての取組みの成果を教職大学院生のみならず、教職大学院に進学しない県内教員にも研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-3-1 教職大学院の連携協力校として附属学校が学校実習や研修等を実施する。
- ・⑬-3-2 横須賀市を加えた県内の5つの教育委員会と学部との間で連携協定を結び、教職大学院の成果発表を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

⑭-1 学長のリーダーシップによるガバナンスを強化するため、全学の教育研究活動を把握して戦略的な大学運営、大学経営を行う体制を構築する。具体的には、各部局において教員が教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等における活動状況をエフォート等により部局長に報告することにより、部局長が部局全体の活動状況を把握できる体制を全学的に整備する。さらに各部局長は部局の活動状況を大学執行部に報告し、大学執行部は大学全体の教育研究等の活動状況を把握した上で、学長のリーダーシップのもと、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策を打ち出し実行する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-1-1 平成28年度に実施した各部局の教員活動報告を基に大学の活動状況を分析し、大学運営の改善に役立てる。
- ・⑭-1-2 平成28年度に実行した学長補佐体制の改善策の効果検証も含め、引き続き必要な改善を図る。

⑭-2 自律的な運営改善に資するため、経営協議会を始めとする学外者の意見を法人運営に適切に反映する。また、新たに設置する都市科学部に多様な視点からの助言を学部の運営に活かしていくための仕組みとして学外の委員を中心に構成される運営諮問会議を設置するとともに、その他の学部・大学院においても都市科学部の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入・強化する。さらに、監事が、財務や会計の状況に加え、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学の意思決定システムを始めとしたガバナンス体制等についても監査することができるよう、役員会、経営協議会その他重要な会議の出席、事務局からの資料提出、情報提供の充実など監事サポート体制を強化する。

- ・⑭-2-1 引き続き、経営協議会を始めとした外部有識者に国立大学法人の課題と現状を事前に丁寧に説明し、学外者の意見を聴く機会を増やし、学外者の意見を法人運

営に反映させる。

- ・⑭-2-2 予算・決算をはじめとする財務情報の提供や、経営協議会等の重要な会議に出席し必要な情報を得られる体制の整備等により監事のサポート体制を強化した上で、監事が教育研究や社会貢献の状況、ガバナンス体制並びに財務会計について平成29年度の監査重点事項の策定を行う。
- ・⑭-2-3 都市科学部に設置した運営諮問会議の在り方を見ながら、他学部、大学院において学外者の意見を聴取する体制構築の検討を行う。
- ・⑭-2-4 都市科学部において運営諮問会議を開催し、学部運営に対する意見聴取と必要な反映を行う。

⑭-3 運営費交付金に加え、助成事業を始めとする各種競争的外部資金の確保、寄附金を始めとした自己収入の増加、民間資金等を活用した施設整備手法の導入などによる経費の抑制を進めることにより、基盤的な教育研究関連経費を確保する。また、学長のリーダーシップに基づく学内競争的経費を拡充し、本学の強みを活かすため重点的かつ戦略的に執行する。

- ・⑭-3-1 戦略の柱の一つである大型寄附獲得のため、卒業生が経営している企業訪問を継続する。また、もう一つの戦略である卒業生からの小口の定期的な寄附を増やすためのクレジットカード決済システム導入や、相続税や遺贈等の税制セミナーを開催する。
- ・⑭-3-2 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、業務の見直しの一環として定期刊行物の購入部数の見直しなどにより管理的経費を抑制する。
- ・⑭-3-3 スケールメリットを活かすことで管理的経費を抑制するため、平成28年度に選定を行った文房具用品について、平成29年度に統一発注のための業者を選定する。
- ・⑭-3-4 教育戦略のうち、グローバル新時代に対応するための教育プログラムである「グローバル教育コア」を、全学一体教育組織改編に係る重点事業として位置付け、学長戦略経費を活用し優先配分を行う。
- ・⑭-3-5 機能強化構想に基づき、工学府及び環境情報学府の改組に向けた取組みに対し、重点的に支援するため優先的に予算措置を行う。
- ・⑭-3-6 土地建物貸し出しについて幅広く周知することにより土地・建物使用料収入の増加に努める。
- ・⑭-3-7 民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舍整備の実施に伴い、常盤台宿舍を廃止する。

⑭-4 教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成28年度中に56人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、テニユアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど年齢構成に配慮した雇用を促進し、教育研究組織を活性化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-4-1 引き続き、業績評価に基づく年俸制適用者を対象に業績評価を実施し、給与に反映させる。
- ・⑭-4-2 引き続き、混合給与制度導入を学内に広く周知するとともに、他機関における活用状況を調査する。

⑭-5 女性の活躍推進のため、女性役員を登用するとともに、管理職に占める女性の割合について13%以上を達成する。さらに、男女共同参画推進センターを中心に育児や介護などにより研究時間が制約されている研究者を支援する「研究支援員制度」、育児や介護などにより研究を中断したが再開を希望する女性研究者に研究の機会と場所を提供し次のステップへ進めるように支援する「みはるかす研究員制度」等、これまで実施してきた支援活動を一層充実・継続するとともに、「横浜国立大学男女共同参画アクションプラン」に基づく種々の取り組みの展開により女性の積極的な採用を進め、第3期中期目標期間末における女性教員の在籍比率を19%以上とする。

- ・⑭-5-1 女性研究者採用促進と上位職への登用促進の方策として、全学教員枠を使った制度設計を行う。

⑭-6 学長がリーダーシップを発揮して大学のミッションを的確に実行するため、全学の重要事項について、テーマ別に理事、副学長及び部局長等が構成員となる会議を設置し、意見聴取の場を設け、各部局等の状況を把握した上で意思決定を行う。この過程で学長は、全学的コンセンサスを高める風通しの良い組織運営に努め、ガバナンスを強化する。また、学長が大学の将来像を策定するにあたり、若手中堅教職員との懇談の場を設定し、平成31年度を目途に、横浜国立大学21世紀中長期ビジョン（YNU21）を策定し、中長期的な戦略と将来ビジョンを示す。

- ・⑭-6-1 設置期限を迎える全学教育研究施設について、組織改編等検討会議の審議を通じて全学的コンセンサスを高めた上で今後の方針について意思決定を行う。
- ・⑭-6-2 企画・評価会議において平成29年度の年度計画の進捗状況を確認し、自己点検・評価を実施する。
- ・⑭-6-3 第2期中期目標期間の評価結果を、第3期中期目標期間の運営に活用する。
- ・⑭-6-4 本学の研究戦略並びに研究支援体制について、研究推進機構運営会議において各部局等の意見を聴取し、状況を把握した上で全学的コンセンサスを得る。
- ・⑭-6-5 年に6回程度、情報戦略推進会議を開催し、情報に関する全学的コンセンサスを得る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

⑮-1 平成29年度に学部を中心とした教育組織の改編を行う。教員養成に関しては教育人間科学部人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部に組織改編するとともに、教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化する。なお、教育学部の入学定員については、社会情勢を踏まえ平成32年度に第4期中期目標期間に向けた検証・見直しを行う。社会系では経済学部2学科体制、経営学部4学科体制を、それぞれ1学科体制にして、グローバル新時代に対応し総合的な力を持った人材を育成する教育組織にするとともに、経営学部・夜間主コースは、ビジネススクールの要素を含む新たな社会人教育プログラムを創設する。

新たに都市科学部を設置し、本学の強みであるリスク共生学と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては4学科体制から3学科体制へ組織改編し、新しい分野の教育が可能になる体制を整える。

- ・⑮-1-1 平成29年度に組織改編を行った学部・大学院について、設置計画履行状況等調査に基づいたチェックを行い教育水準の維持・向上に努め設置計画を確実に履行する。

⑮-2 平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編を行い、理工学部・都市科学部で育成する人材の受け皿となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成機能を強化する。

- ・⑮-2-1 工学府及び環境情報学府それぞれの教育組織改編準備を進め、平成 30 年度に向けた新たな体制作りを完了させる。

⑮-3 上記の組織改編による教育効果を全学的に評価・検証し、新たな社会のニーズや時代の変化に対応する教育課程及び組織のあり方について不断の見直しと整備を行う。

- ・⑮-3-1 教育学部及び教育学研究科において、在校生のアンケート調査を実施して学生の教職に関する意識の変化を把握し、カリキュラムや就職支援等に活かす。
- ・⑮-3-2 経済学部においては、新カリキュラムの教育効果を評価するために学生に対する調査を 1 年次生に対し実施し、カリキュラムの設計全般の問題点及び実施体制の問題点を検証する。
- ・⑮-3-3 経営学部においては、平成 28 年度に実施したアンケートに基づき、WG を開催して改善計画を策定する。
- ・⑮-3-4 理工学部においては、学生満足度調査を引き続き実施し教育効果の検証を行う。
- ・⑮-3-5 国際社会科学府においては、日本語プログラムの教育効果の評価を行うために、前年度に設計した国際社会科学府の（日本語プログラム部分）教育効果の調査を行う。また、英語プログラムについても、平成 28、29 年度の調査結果に基づき、平成 30 年度からの教育内容とカリキュラムの見直しについて検討を行う。
- ・⑮-3-6 工学府においては、平成 29 年 3 月に提出した設置計画書に基づき、平成 30 年度の理工学部（仮称）設置に向けた準備を進める。
- ・⑮-3-7 環境情報学府においては、平成 28 年度に策定した平成 30 年度組織改編案に即した教育実践の具体的計画を策定するとともに、その教育効果の評価・検証方法に関する素案を策定する。
- ・⑮-3-8 都市イノベーション学府において、代議員会を基盤にした教育検討委員会にて、昨年度作成した「スタジオ教育」に関する見直し案に基づき、その実施に向けて具体的な措置をとる。また、スタジオ科目を含むカリキュラムの見直しに着手する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

⑯-1 学長のリーダーシップの強化等による運営体制の改善と、都市科学部の設置を始めとする全学一体による教育研究組織の改編や留学生の教務・入試関連事務組織の全学的整備等、グローバル化等に対応した事務組織の再編を行う。その際、事務局と部局の事務の役割分担を明確にし、業務内容に応じた集約化を進めるとともに適正な人事配置を行う。

また、職員の能力向上や、事務の効率化・合理化に資するため、職員の意識改革・スキルアップおよび業務改善等を目的とした研修等を計画的に実施する。

- ・⑯-1-1 「YNU 事務の在り方を考える会」において、教務事務の一元化を検討する。
- ・⑯-1-2 「YNU 事務の在り方を考える会」における前年度の検討結果を踏まえ、引き続きより適切な事務組織体制とするために必要な措置を講じる。

- ・⑩-1-3 職員の意識改革を目的として、マネジメント研修を実施する。

⑩-2 教育用基盤システム及び各事務用システムのクラウド化を行う。また各システムが有しているデータベースを全学的統合データベースへと集約化することによって、情報システムの整備と維持管理に必要な設備投資を抑制するとともに、拡張性と相互運用性に優れた情報システム及びデータベースの構築を図り、情報の可用性向上、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を推進する。

- ・⑩-2-1 授業支援システムのクラウドサービスへの移行を実施する。
- ・⑩-2-2 I SMS、I T SMSの安定運用を図り、信頼されるITサービスの提供に努める。
- ・⑩-2-3 統一認証システムの活用を推進する。
- ・⑩-2-4 クラウド上に全学的統合データベースを構築し、大学IRの推進に資する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

⑪-1 助成事業を始めとする各種競争的外部資金の獲得を促進するため、IR機能を活用して、各種競争的外部資金事業の情報収集・分析及び本学の申請状況・分野等の分析を行い、それらを有機的に連結させることにより、今後も資金獲得が期待できる本学の強い分野及び申請数を増加させることによって資金獲得の増加が期待できる分野を洗い出し、重点的に申請を促す。加えて、申請を資金獲得に結び付けるため、URA等による国策等の背景も踏まえた各種競争的外部資金事業に関する分析結果の提供やその分析に基づく助言、申請書の書き方講座の実施等、戦略的に申請、資金獲得するための支援体制を整備する。

- ・⑪-1-1 各種競争的外部資金や国策に関する情報収集、学内状況の整理を行い、ウェブサイトを通じて学内で共有する。
- ・⑪-1-2 各種競争的外部資金について整理された情報を基に、情報提供や、申請書の書き方講座等の実施など、申請促進に向けた取組みを行う。
- ・⑪-1-3 学長主導による学内競争的資金制度により、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。

⑪-2 教育研究関連経費の確保のため、同窓会や校友会と密接に連携し、卒業生を始め広く本学の教育研究等の成果を周知し、寄附金等の受入を促進する。

- ・⑪-2-1 卒業生が経営している企業訪問を継続し、企業からの大型寄附に繋がるよう卒業生との絆を深める。
また、卒業生からの小口の定期的な寄附を増やすためにクレジットカード決済システムを導入する。
- ・⑪-2-2 教育・研究成果を掲載した広報誌を相鉄線、東横線、横浜市営地下鉄などの近隣の鉄道の各駅や、神奈川、東京、千葉の書店に設置し、広く本学の取組みを周知することにより寄附金等の受け入れを促進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教員・職員それぞれについて、業務の点検整理、業務プロセスの改善を通じ業務の効率化・合理化を進めることにより、人件費の計画的な見直しを進める。

- ・⑱-1-1 「YNU 事務の在り方を考える会」において、教務事務の一元化を検討する。
- ・⑱-1-2 人件費の計画的な見直しを確実なものとするため、第3期中期目標・中期計画期間後半（平成31～33年度）に向けて、財政改革方針の見直しを行う。

⑱-2 業務の内容・プロセスを分析することを通じて民間に委託する業務の範囲を拡大するとともに、防災用品等を対象に実施している他の国立大学との共同購入の対象物品の拡大など業務改善を進め、経費の抑制を行う。また、年間役務契約の一元化・複数年化を推進するとともに、光熱水使用量の現状分析に基づく省エネルギー対策を進めることにより、管理的経費を抑制する。さらに、留学生・外国人研究者等の宿舍整備及び運営を行うにあたっては、民間資金等を活用した整備手法を導入し経費を抑制する。

- ・⑱-2-1 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、業務の見直しの一環として定期刊行物の購入部数の見直しなどにより管理的経費を抑制する。
- ・⑱-2-2 スケールメリットを活かすことで管理的経費を抑制するため、平成28年度に選定を行った文房具用品について、平成29年度に統一発注のための業者を選定する。
- ・⑱-2-3 小口ガス自由化に合わせて光熱水費などの契約方法を見直し、附属学校のガス供給契約については一般競争入札に移行する。また、他大学との共同調達を引き続き実施するとともに、共同調達の実施計画に基づき品目を拡大する。
- ・⑱-2-4 省エネルギー機器の積極的な導入及び、平成28年度で作成した中央図書館空気調和設備運用改善計画に基づき運用を実施する。運用改善機器のエネルギー使用量分析結果を反映し、効率的な運用により経費抑制を図る。
- ・⑱-2-5 民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舍整備の実施に伴い、常盤台宿舍を廃止する。
- ・⑱-2-6 平成28年度に策定した契約年数の見直し案を実施し、経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

⑲-1 定期的に資産を点検・評価し、有効に活用されていないものや更に有効な活用方法が考えられるものを洗い出し、教育、研究、社会貢献に資する効率的・効果的な運用管理を行う。具体的には、施設利用の点検調査に基づく学内スペースの再配分、不要品に関する情報を全学的に共有化するシステムの活用による物品の再利用の促進や休日等におけるスポーツ施設の学外への貸出し等を推進する。また、遊休資産と認められるものについては、処分を含めた見直しを進める。さらに、保有資金については、資金運用計画を策定し、金利の状況等社会情勢を踏まえ、機会損失を生じないように留意しつつ運用する。

- ・⑲-1-1 新たに、民間との受託研究・共同研究期間終了後の物品を掲示板に掲載することとし、さらに、リサイクル可能な物品の検索が行えるシステムを構築して物品の有効活用を推進する。
- ・⑲-1-2 金利の状況を踏まえて安全かつ効果的に運用益を確保するため、債券種別の拡大等を定めた資金運用計画を策定した上で資金運用を実施し、その運用益を教育研究事業に充てる。
- ・⑲-1-3 大型改修建物のスペースを見直し、スペースの再配分を行う。

- ・⑱-1-4 大学の行事・授業等に支障のない範囲で、ホール・講義室等の貸出についての情報提供を行い、開放機会の拡大を図る。
- ・⑱-1-5 YNUS スポーツアカデミーと連携し、体育施設の一部について、授業や課外活動に支障の無い範囲で一般開放し、課外活動に配慮しつつ平成 28 年度より利用件数の増を目指す。
また、更なる利用の促進についても検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

⑳-1 大学研究情報分析を担当する URA を増員して研究力分析の強化を図り、分野ごとに研究評価手法の多様化を行い、社会のニーズや教育研究動向を反映させた自己点検・評価を統括的に実施する。また、公的・商用データベースとの連携、活用などと併せ、教育研究活動の把握、分析を効率化する。さらに、教育、研究、社会貢献、国際展開、業務運営の定期的な自己点検・評価を全学で実施し、次年度計画の策定や部局配分経費などのインセンティブに反映するほか、分析結果、反映・対応状況を集約して大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

- ・⑳-1-1 学内の情報収集と研究力分析を URA と事務職員が協働で行い、必要に応じて研究力分析体制の見直しを図る。
- ・⑳-1-2 分野別に抽出した評価指標により分野ごとの研究力を分析し、各部局との連携を行いながら全学としての研究力評価を行う。
- ・⑳-1-3 外部学術情報文献データベースや researchmap の活用による、本学の教育研究活動を効率的に把握する体制となっているか確認し、必要に応じて改善を図る。
- ・⑳-1-4 全学的な自己点検・評価を行い、評価結果を踏まえた次年度計画を作成する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

㉑-1 社会のニーズを考慮した大学活動状況の発信のため、各種広報刊行物やウェブサイトについて、より戦略的な読者層の設定とコンテンツの見直しや、多言語化などにより情報発信力を強化する。

また、自己点検・評価結果の部局毎のウェブサイトへの掲載や、学術情報リポジトリをより本格的に機能させることで教育研究成果を広く社会に公開するほか、様々な情報発信媒体を活用しタイムリーな情報発信を行う。

- ・㉑-1-1 教育・研究成果の発信力を強化するため、また、海外向けウェブサイトの充実を図るため、ウェブサイトの全面リニューアルの検討を開始する。
- ・㉑-1-2 学術情報リポジトリについて、Jairo Cloud/WEKO による正式運用を開始する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

㉒-1 魅力ある優れたキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づく戦略的施設マネジメントに取り組む。具体的には、既存施設を長期的かつ有効に活用するため、計画的な修繕を行う資金を確保し年次計画による老朽施設の継続的な改善

を実施するとともに、スペースの有効活用の観点から施設利用の点検調査を実施し、学内スペースの再配分を行う。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などの投資を行い、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

- ・②-1-1 省エネルギー機器の積極的な導入及び、平成 28 年度に作成した中央図書館空気調和設備運用改善計画に基づき運用を実施する。
- ・②-1-2 施設整備計画に基づく計画的修繕により、老朽施設の改善整備、構内環境整備を行う。
- ・②-1-3 スペースの有効活用の観点から大型改修建物のスペースを見直し、スペースの再配分を行う。

②-2 グローバルな教育研究環境の整備のため、民間資金等を活用した整備手法により、常盤台キャンパス内に留学生・外国人研究者等の宿泊施設を整備する。また、幅広い利用者が安全、快適に利用できるキャンパス構築のため、ユニバーサルデザインや防災機能強化の視点に基づきキャンパスを点検評価し、エレベーター、トイレ、スロープ等のバリアフリー化や防災時に活用できる屋外施設等の整備を行う。

- ・②-2-1 民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舎整備の実施に伴い、常盤台宿舎を廃止する。
- ・②-2-2 バリアフリー対策として、車いす利用学生・教職員等当事者参加型の構内バリアフリー点検調査を実施し、整備を行う。
- ・②-2-3 防災管理点検等に基づき、不具合箇所の改善整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

③-1 安全パトロールの実施と報告等を通じ、教育研究遂行上の安全な環境を整備するとともに、定期的に点検、訓練を行い、事故・災害・感染症など危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携の強化を推進する。また、旅行保険や留学サポートプログラムの加入義務付けや、社会情勢に応じて海外渡航時の安全確保に関する注意喚起を行うなど、留学・派遣等により海外に滞在する学生・教職員の安全確保のための措置を講ずる。

- ・③-1-1 引き続き、マニュアルの見直しや防災・防火訓練を行い、災害時の危機管理体制を強化する。
 - ・③-1-2 安全衛生体制の充実を図るとともに、安全パトロールの実施と報告、毒物等点検と監査を確実に実施する。
 - ・③-1-3 構内施設巡回点検を実施し、不良箇所の改善整備を行う。
 - ・③-1-4 構内危険箇所の点検調査により、必要な改善整備を実施する。
 - ・③-1-5 交換留学生、短期研修参加者の「留学生危機管理サービス」への加入義務化、外務省の海外安全ホームページのチェック促進、緊急連絡網の部局との共有徹底により、危機発生の防止、安全確保及び危機発生時の危機管理システムの改善を検討し、安全管理等に関するオンライン教材を試行する。
 - ・③-1-6 感染症に対して次の危機管理体制の強化を行う。
- ① 国立感染症研究所、WHO、厚生労働省ウェブサイトからの感染症流行状況の情報を入手し、保健管理センターウェブサイトでの案内・注意喚起を行う。
 - ② 保健管理センターにおいて感染症に対応するための物品（マスク、ガウン、消毒液等）の整備を進める。

- ③ 本学学生、教職員において、結核、麻しん等の感染者が発生した時には、横浜市内の保健所（福祉保健センター）と連携し、本学における感染拡大の阻止を図る。
- ④ 新興、再興感染症が発生し、日本で感染が広がる恐れがある場合は、保健管理センターが中心となり関係部署と連携しながら、本学の危機管理を強化する。

⑳-2 放射性物質、毒物及び劇物の適切な管理のため、定期的に放射線及び化学物質の作業環境測定を行い、安全を確保する。また、毒物及び劇物については、「国立大学法人横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則」に従い、毎年各部署で保管・管理状況を点検し、報告させるとともに、内部監査において保管・管理状況の現地調査を行い、改善状況を確認する。

- ・ ㉑-2-1 作業環境測定及び毒物等点検と監査を確実に実施する。

㉒-1 全学的な情報の管理・蓄積・公開・伝送に伴うリスクを低減し、情報セキュリティの強化を推進するため、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）を指針とした情報管理を行う。また、宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づき、業務システムの災害時における業務継続計画（Business continuity planning：BCP）及び業務継続訓練などの業務継続マネジメント（Business continuity management：BCM）を確立するなど、情報管理体制を強化する。

- ・ ㉒-1-1 新入生及びゼミ・研究室所属の学生向け全員に情報セキュリティ教育資料を作成し、配布する。
- ・ ㉒-1-2 全学教育科目で「情報セキュリティ入門」を開講し、毎年80名以上受講させる。
- ・ ㉒-1-3 全学生及び教職員向けに「情報セキュリティセミナー」を実施し、毎年100名以上受講させる。
- ・ ㉒-1-4 各部署における情報資産及び情報セキュリティリスクの洗い出し及び格付けを実施する。
- ・ ㉒-1-5 災害時にIT-BCP基幹システムを稼働させるため、宇都宮大学と共同で業務継続訓練を実施する。
- ・ ㉒-1-6 協定に基づき、組織的能力開発のため、本学と宇都宮大学との間で、職員の相互研修を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

㉓-1 大学の職務を適切に執行するため、倫理、情報管理、危機管理等に係る法令遵守の周知徹底や研修を定期的実施するとともに、法令改正や実例等を踏まえた規則及びマニュアル等の整備を不断に行う。

- ・ ㉓-1-1 本学の教職員及び学生の行動規範となるコンプライアンスの指針の作成を進める。
- ・ ㉓-1-2 新規採用職員全員を対象とした個人情報の保護に関する研修を行う。
- ・ ㉓-1-3 情報セキュリティ監査を実施し、結果を次年度計画にフィードバックする体制を確立する。
- ・ ㉓-1-4 定期的な情報システム運用委員会の開催及び情報セキュリティ監査・教育を実施する。
- ・ ㉓-1-5 産学連携活動等により生じる利益相反に関する調査を実施するとともに、

調査結果を基に翌年度の調査項目についての見直しを行う。

- ・ ㊦-1-6 海外渡航時や私費留学生受け入れ時の事前確認等、安全保障輸出管理に関する教員の意識向上のため、周知徹底を推進する。

㊦-2 文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて策定した全学的なルールを的確に運用することにより、教育研究の実施、あるいは業務遂行における不正行為を未然に防ぐ管理監督等の体制を、部局、職域をまたがる横断的な連携により強化する。また、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、それぞれ e ラーニング研修等を義務付けるなど、研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化する。

- ・ ㊦-2-1 平成 28 年度に引き続き、前年度内部監査のフォローアップ及び内部監査結果を反映させた実効性のある監査を実施する。また、科学研究費助成事業については平成 28 年度監査対象とならなかった研究者を中心に監査を実施し、平成 28 年度以降の採択者のうち、平成 28 年度の監査対象者と合わせ 40%以上の研究者を監査する。
- ・ ㊦-2-2 不正行為を未然に防ぐための管理監督体制を強化する取組みとして、統括管理責任者は、各コンプライアンス推進責任者（部局長）に公的研究費等の不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の不正使用防止における取組み状況について把握し、各コンプライアンス推進責任者に対し指導・助言を行う。
- ・ ㊦-2-3 教職員へのコンプライアンス教育として義務付けている e ラーニングを活用した教育について、新規採用者に対しても受講を徹底させる。また、研究費の不正使用を防止する理解を高めるため、教員等への研究費等使用ルール説明会を実施する。
- ・ ㊦-2-4 不正行為を未然に防ぐための管理監督体制として、統括管理責任者は各コンプライアンス推進責任者（部局長）に不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握するとともに、公正研究総括責任者の指示の下、研究倫理教育責任者の責任において研究倫理教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 1,963,366千円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 外周道路部分（横浜市保土ヶ谷区常盤台1番5ほか）4,085.09㎡を譲渡する。
- 2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
常盤台団地総合研究棟改修（生産工学系） 常盤台団地ライフライン再生（排水設備） 他、小規模改修	総額 973	施設整備費補助金（939） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（34）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・国際ビジネスマナーを習得するための研修を実施する。
- ・平成 28 年度に開始したマンツーマン英会話研修の検証を行い、改善点を反映した研修を実施する。
- ・引き続き、業績評価に基づく年俸制適用者を対象に業績評価を実施し、給与に反映させる。
- ・引き続き、混合給与制度導入を学内に広く周知するとともに、他機関における活用状況を調査する。
- ・女性研究者採用促進と上位職への登用促進の方策として、全学教員枠を使った制度設計を行う。
- ・職員の意識改革を目的として、マネジメント研修を実施する。
- ・人件費の計画的な見直しを確実なものとするため、第 3 期中期目標・中期計画期間後半（平成 31～33 年度）に向けて、財政改革方針の見直しを行う。

(参考 1) 平成 29 年度の常勤職員数 980 人

また、任期付き職員数の見込みを 59 人とする。

(参考 2) 平成 29 年度の人件費総額見込み 10,557 百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8,030
施設整備費補助金	939
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	134
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	5,646
授業料及入学金検定料収入	5,552
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	94
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,764
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	92
間接経費収入	259
計	16,898
支出	
業務費	13,768
教育研究経費	13,768
診療経費	0
施設整備費	973
船舶建造費	0
補助金等	134
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,764
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
間接経費支出	259
計	16,898

※「施設整備費補助金」のうち、平成29年度当初予算額 98百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 841百万円
〔人件費の見積り〕
期間中総額10,557百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,789
經常費用	16,789
業務費	15,449
教育研究経費	3,043
診療経費	0
受託研究費等	1,324
役員人件費	104
教員人件費	8,251
職員人件費	2,727
一般管理費	559
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	781
臨時損失	0
収入の部	16,772
經常収益	16,772
運営費交付金	8,024
授業料収益	4,796
入学金収益	754
検定料収益	213
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,508
補助金等収益	115
寄附金収益	384
施設費収益	176
財務収益	3
雑益	202
資産見返運営費交付金等戻入	279
資産見返補助金等戻入	131
資産見返寄附金戻入	187
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 17
目的積立金取崩益	17
総利益	0

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,911
業務活動による支出	15,694
投資活動による支出	4,293
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,924
資金収入	21,911
業務活動による収入	15,817
運営費交付金による収入	8,014
授業料及入学金検定料による収入	5,552
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,508
補助金等収入	134
寄附金収入	407
その他の収入	202
投資活動による収入	4,069
施設費による収入	973
その他の収入	3,096
財務活動による収入	3
前年度よりの繰越金	2,022

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	学校教育課程	230人 (うち教員養成に係る分野	230人)
教育人間科学部	学校教育課程	690人 (うち教員養成に係る分野	690人)
	人間文化課程 (H29募集停止)	450人	
経済学部	経済学科	238人	
	経済システム学科 (H29募集停止)	359人	
	国際経済学科 (H29募集停止)	361人	
経営学部	経営学科	287人	
	経営学科 (H29募集停止)		
	昼間主コース	225人	
	夜間主コース	96人	
	会計・情報学科 (H29募集停止)		
	昼間主コース	210人	
	経営システム科学科 (H29募集停止)		
	昼間主コース	195人	
	国際経営学科 (H29募集停止)		
	昼間主コース	195人	
理工学部	機械・材料・海洋系学科	185人	
	機械・材料系学科 (H29募集停止)	420人	
	化学・生命系学科	712人	
	建築都市・環境系学科 (H29募集停止)	480人	
	数物・電子情報系学科	1,097人	
都市科学部	都市社会共生学科	74人	
	建築学科	70人	
	都市基盤学科	48人	
	環境リスク共生学科	56人	
教育学研究科	教育実践専攻	185人 (うち修士課程	185人)
	高度教職実践専攻	15人 (うち専門職学位課程	15人)

国際社会科学府

経済学専攻	106人	
		〔うち博士課程（前期） 76人〕
		〔博士課程（後期） 30人〕
経営学専攻	136人	
		〔うち博士課程（前期） 100人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕
国際経済法学専攻	74人	
		〔うち博士課程（前期） 50人〕
		〔博士課程（後期） 24人〕
法曹実務専攻	75人	
		（うち専門職学位課程 75人）

工学府

機能発現工学専攻	234人	
		〔うち博士課程（前期） 198人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕
システム統合工学専攻	241人	
		〔うち博士課程（前期） 202人〕
		〔博士課程（後期） 39人〕
物理情報工学専攻	292人	
		〔うち博士課程（前期） 244人〕
		〔博士課程（後期） 48人〕

環境情報学府

環境生命学専攻	116人	
		〔うち博士課程（前期） 80人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕
環境システム学専攻	110人	
		〔うち博士課程（前期） 80人〕
		〔博士課程（後期） 30人〕
情報メディア環境学専攻	126人	
		〔うち博士課程（前期） 90人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕
環境イノベーションマネジメント専攻	37人	
		〔うち博士課程（前期） 22人〕
		〔博士課程（後期） 15人〕
環境リスクマネジメント専攻	101人	
		〔うち博士課程（前期） 74人〕
		〔博士課程（後期） 27人〕

都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	136人	(うち博士課程(前期))	136人
	都市地域社会専攻	74人	(うち博士課程(前期))	74人
	都市イノベーション専攻	36人	(うち博士課程(後期))	36人
附属鎌倉小学校	630人	学級数	18	
附属横浜小学校	675人	学級数	18	
附属鎌倉中学校	525人	学級数	12	
附属横浜中学校	405人	学級数	9	
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3	